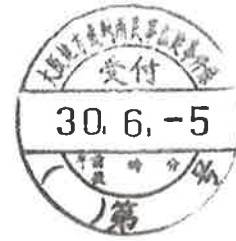




控 訴 状



2018年（平成30）年6月5日

大阪高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士	井 上	善 雄	
同	辻	公 雄	
同	豊 島	達 哉	
同	西 川	満 喜	

当事者目録

別紙のとおり

大阪市市民会館談合損害等請求控訴事件（住民訴訟）

訴訟物の価額 金 160万円（算定不能）

貼用印紙額 金1万9500円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成27年（行ウ）第16号怠る事実の違法確認等請求事件（住民訴訟）について、平成30年5月24日に言い渡された下記判決は、不服であるから控訴を提起する。

原 判 決 の 表 示

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用及び補助参加によって生じた訴訟費用は原告らの負担とする。

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決を取り消す
 - 2 被控訴人が、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、入江智子、富田建設株式会社、株式会社三住建設及び被控訴人補助参加人株式会社オオヨドコーポレーションに対し、各自金5594万4000円の支払請求を怠ることが違法であることを確認する
 - 3 被控訴人は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、入江智子、富田建設株式会社、株式会社三住建設及び被控訴人補助参加人株式会社オオヨドコーポレーションに対し、各自金5594万4000円及びこれに対する平成27年2月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ
 - 4 訴訟費用及び補助参加によって生じた訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする
- との判決を求める。

控 訴 の 理 由

追って主張する。

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 1 通 |
| 2 資格証明書 | 1 通 |

当 事 者 目 録

- 〒574-0024 大阪府大東市泉町二丁目7番18号
控訴人 光 城 敏 雄
- 〒574-0024 大阪府大東市泉町二丁目7番18号
控訴人 光 城 鈴 代
- 〒574-0024 大阪府大東市泉町二丁目7番18号
控訴人 光 城 民 雄
- 〒541-0041 大阪府中央区北浜一丁目2番2号 北浜プロボノビル
平和法律事務所
上記控訴人ら訴訟代理人
弁護士 井 上 善 雄
- 〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル5階
弁護士法人大手前法律事務所
上記控訴人ら訴訟代理人
弁護士 辻 公 雄
- 〒596-0053 大阪府岸和田市沼町13番21号 双陽社ビル
弁護士法人阪南合同法律事務所
上記控訴人ら訴訟代理人
弁護士 豊 島 達 哉

〒530-0047 大阪市北区西天満四丁目7番1号 北ビル1号館602号
大阪共同法律事務所（送達場所）

電 話 06-6362-9615

FAX 06-6362-5143

上記控訴人ら訴訟代理人

弁護士 西 川 満 喜

〒574-0074 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

被控訴人 大東市長 東 坂 浩 一

〒574-0041 大阪府大東市浜町8番22号

被控訴人補助参加人株式会社オオヨドコーポレーション

代表者代表取締役 淀 雅和